様式第10号（第16条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長 　　　　　　　　　㊞

短期滞在型専用住宅同宿許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった次の者の同宿については許可します。（許可できません。）

（同宿を許可すると決定したとき）

１　同宿者氏名

２　条件　　申請者が退去するときは、必ず同宿者も同時に退去すること。

（同宿を許可しないと決定したとき）

１　氏名

２　理由

（教示）

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申し立てをした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。